資料2-3

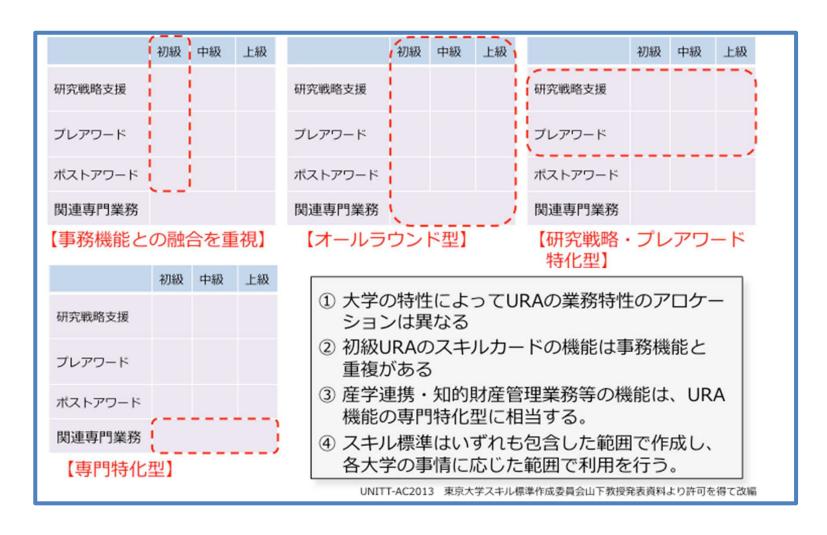
#### 中央教育審議会 大学分科会大学教育部会

大学運営にかかる専門職、 リサーチアドミニストレーター(URA) の現状と定着にむけた課題: 1)制度面 2)業務内容面

> 高橋真木子 金沢工業大学大学院 知的創造システム専攻

#### 【参考】URA関連組織の担当業務範囲のモデル

2013年現在、個々の大学のURA組織は、その位置づけにより、対象業務範囲は異なる。



# 問題1:現在の<u>制度面</u>での課題

事務系職員の業務体制と不整合な2点:

- ・ ローテーション人事
  - 学外の専門家コミュニティーと価値ある人脈を形成・維持できない
  - 長期に所属するほど高まる知識や技能の価値を実現できない
    - NCURAの幹部同士の人脈
- 固定の勤務時間管理
  - 機動的、柔軟、フットワークの良さが大切 (<u>裁量労働的な活動)</u>な URA業務に合わない
  - 教員、事務系職員、学外関係者との連結役として効果的な活動ができない
    - 自分の担当分野の土日のWSに参加したことをきっかけに教員の信頼を得る
    - 申請締め切り直前の週末は、教員と電話会議で申請書仕上げる

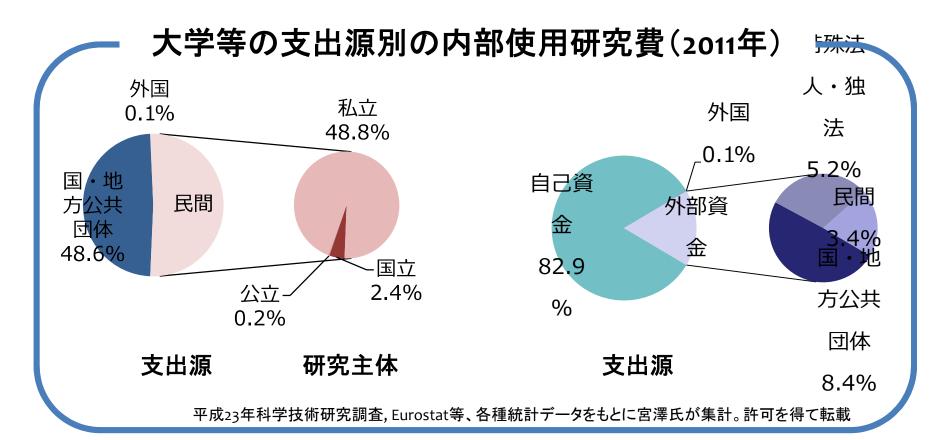
## 問題1に対する大学の対応例

- 京都大学:「特定業務専門職員」
  - 弁護士、弁理士等のために規定作成(H22年度には整備)。現在はこの規定をURAにも当てはめている。
  - 課題「弁護士、弁理士は、世間の認知もある士業のため、独自給与体系がなくとも、それなりの給与での処遇がやりやすい。URAについては、<u>その評価が難しく、どうしても給与が抑えられてしまう・・。また活動実態から、弁護士等よりも裁量労働的な活動を求められるが</u>それが難しい・・・」(京大関係者)
- 東京農工大学:「特定有期雇用職員」(特任教員、URA等)
- 名工大、新潟大学、埼玉大学も類似制度
- 大阪大学も今年度メドに整備
- それでも残る課題・・・・
  - 改正労働契約法への対応から、5年を越える雇用が担保できず
  - 裁量労働は、現場マネジメントレベルで実質的に対応

## 問題2:現在の業務内容面での課題

- URAに求める業務(2011、2013アンケートより)
  - 圧倒的に、研究戦略支援、プレアワード
    - 扱う情報は機微なものが多い
    - 「熱心で有能な人は居るが、自分の雇用確保に結びつけて動かれるので、率直な情報交換がやりにくい」(JST産学連携10年超の経験ある責任者)
    - →安定したポジションが必要
  - 大学の"特性に応じた研究力強化のための分析"
    - 論文に基づく研究実績(過去)に加え、潜在的な可能性(将来)を 見る調査分析が期待されている
    - →中長期の視点が必要
    - 「研究者自身で出来る」・・・・ (データからはそう見えない)

### (疑問)大学研究者が"社会"に目を向ける 資金構造になっているか?



日本の国公立大学の研究費は公的資金が95%以上 社会との窓口を担う(研究者と別人格の)担当者が必要ではないか

# URAが大学で期待される機能を発揮 するために必要な基盤整備

- 1. ローテーションしなくても、専門性で評価される人事制度(給与体系)
  - ・スキル標準作成済
- 2. 裁量労働制
- 3. 求められる役割を果たすための、安定・長期の雇用。
- 4. それなりの人材母集団の蓄積。
  - ・・10年の施策による人材集積

(コーディネータ、アドバイザー、NEDOフェロー等、計1700人)

(H21年DBより)